

熊本大学法文学会発行

熊本法学第二十二号（昭和四十九年十一月）抜刷

伯領フインチュガウにおけるラント法的構造（2）

— 領邦ティロール成立史序説 —

若曾根

健

治

論 説

伯領 フィンチュガウにおけるラント法的構造（二）（若曾根）

—— 領邦ティロール成立史序説 ——

若曾根 健治

はじめに

第一章 伯領 フィンチュガウの内部構造

第一節 ラント法

第一 ラント・フィンチュガウと伯裁判所

第二 ラント・フィンチュガウの存立基盤

一 農民団体と領主層の展開

第二節 証人団
（以下、本号）

第一 証人団構成員

第二 伯領 フィンチュガウにおける共働行為

第三 ミニステリアーレンとティロール伯の領域権力形成

第三節 伯領 フィンチュガウの書記官

第一 督記官の身分と職務

第一回 国王ランヌ

第一章 伯領ヴァンチュガウの変容

第一節 変容の人的要素

第二節 変容の制度的要素

むすび

第三節 証人団

再び第一文書の次の文言に注目しよ。『omnes huius venuste terre barones nobiles ignoliles』。40.△に伯領の領主が行なつた寄進（一一六四年）の文書の冒頭にも『huius terre barones tam nobiles quam ignoliles tam clericci quam laici』と看ぐられる。これには文字通り「メ・ハイ・チ・ルガウの聖俗の領主たち」が言い表わされてゐる。やがて、「メ・ハイ・チ・ルガウのベロハ』（『Venuste terre barones』）の仲間の存在形態ないし構造を改めて問ひたい。われわれの考察は「歩を進めねばならぬ」。けだしんど、伯領におけるランヌ法的構造を規定した一要素を見ることがであるからである。本節では、先ず、伯領の領主家による土地処分で姿を見せた証人団体の構成員を紹介した後で、つこや、証人団体の中や圧倒的な数を誇つたミステリアーレン身分の存在形態ないし構造を明らかにしたい。すなわち、第一に、あわわわの領主に所属したミステリアーレンが、ある一つの法取引において共働した際の態様を分析し、第二に、ミステリアーレン層の広汎な展開は、同時に伯領の在地における支配構造にある転換をもたらしたが故に、この点を、ティヨール伯の領域権力の形成の問題に照準を合わせつつ取り扱い

たい。

本節で主に取り上げる文書は、一つは、タラスプの領主家メンバー（特に当主ウルリッヒ）が、一、六〇年代聖マリエンベルク修道院に行なった一連の寄進に関する文書（以下、寄進文書と呼ぶ⁽¹⁾）、他は、聖マリエンベルク修道院に加えられたタラスプ家の一員ゲープハルト（当主ウルリッヒの甥）による侵害に対するクール司教による調停に関する文書（一、六四ないし一、六七年作製。以下、調停文書と呼ぶ⁽²⁾）である。

- (1) TUB. I/1, Nr. 271, 275, 276, 279, 280, 293, 312 が主なものである。
(2) TUB. I/1, Nr. 294. (ねまみに、ゲープハルトは、ウルリッヒが修道院に寄進した土地、ミニステリアーレンを侵奪したのである。)

第一 証人団構成員

以下に挙げる証人類型は寄進文書および調停文書の証人欄から構成したものである。ただしこの証人列挙は、出身者とその出身地とがはつきりわかるもの（また、領主所属のミニステリアーレンの場合には所属のはつきりわかるもの）にかぎつた。

[I] 領主貴族

- (イ) タラスプ家（ウルリッヒとゲープハルト⁽⁴⁾）。
(ロ) マッチュ家（父・ハルトヴィヒ、子・フリードリッヒ、コンラート、エグナー）。
(ハ) ブルガイス家（ハインリッヒとアルベルトの兄弟）。

(II) テイロール伯家（アルベルト＝ヘルベルトの兄弟）。

伯領のラント法的意義を知るために、これがどうなれば、伯領定住の領主貴族の仲間を確定するに重要な要素である。彼らは「フォルク（Volk）」の中心を形成したからである。⁽⁴⁹⁾

[III] 伯領のニベリトーン

(イ) セン（Sent）のハーベルト＝ヘルベルト。

(ロ) ラーチャ（Laatsch）のエハト＝ラント、カント＝フヨーレ、ロハラーム。

(ハ) シュライス（Schleis）のヒューネー、マイナー。

(リ) シュルス（Schuls）のロハーヴィー。

(ヰ) ロルチ（Korisch）のヒグノー。

(ク) メンタルバン（Montalban）のオットー＝ヒュルフウイ⁽⁵⁰⁾。

[IV] 土地賄臣（liberi⁽⁵¹⁾）

ブルガイス（Burgen）のローネル、ヴィヴェンキウス、ボーネル、アレクシウス、ハインリッヒ、ゲンツー
ト、シルヴィッカ。

ここに挙げた者たちは土地処分の当事者の一方が聖マリエンベルク修道院の場合にかぎりて現われた。

[V] テイロール伯のニベリニアーン（servientes⁽⁵²⁾）

(イ) 伯の親近、ヘンゲルマール・フォン・ティロール、ヘルト＝ヴィクス・ボスカン、コンラート（彼はアル
ククラー prefectus urbis de Tirolis と呼ばれた）、ハインリッヒ・ジルベン。

(口) マーリング (Marling) のノハーネ、クリボル、ナルトル。

[▼] 聖マリハベルク修道院のミニストリエス (servientes)^(r)

(ヤ) タルツ (Tartz) のノハーネ。

(ロ) マルス (Mals) のトニカヘルム、マールハル、シロカイツカー。

(ハ) ヤハルのトニカヘルム。

(リ) ルーニーク (Rennius) のナハノ、リヤーネ。

(ヰ) ティンゼン・タ (Tinzen・タウゼンハルハ所) のマルカール。

[▼] クール司教のミニストリエス (ministeriales Curienensis ecclesie)

(ヤ) ローツハル (Rotund・伯領ミタウワルブル渓谷所在) のトニルベルム。

(ロ) ラーチャのタルカール、コノラート兄弟。

(ハ) ラーチャのノハーネ・ロトル。

(リ) シルス (Sils) のノハーネ。

(ヰ) フライエ (Flies) のマルカール。

(ホ) ブルガイスのシルヴァカ、タルカール、ゲーナヘルム。

(メ) シュランダー (Schlanders) のヘイハニッラ。

(ヰ) マルスのウアルテールベ、ウルヘルム。

[▼] タラスナ家のミヌステリエス (servientes)

- (イ) ショライスのゲーベー・フリーゼリッヒ。
- (ロ) ヤントのヘルネスター、ブルクハルト。
- (ハ) フエタン (Fetan・タウゼンデン所在) のルーベルト。
- (リ) ブルガイツのワーネリッヒ、ウルリッヒ。

以上、極めて粗雑にではあるが伯領における証人仲間のメンバーを概括した。以下の第二回は、いれら証人仲間の存在構造を分析する」とを通じて伯領のヤント法的構造を規定したヤントを織り戻したこと。

- (ア) ひのたぬに用ひた文書は前註(一)、(二)に挙げたもの以外は、TUB. I/1. Nr. 320 (1170-77), 323 (1170), 332 (1173), 333 (1173) である。
- (イ) Dungern, Der Herrenstand im Mittelalter, 306 等、~~著者~~ Grafen von Tarasp ハウス。
- (ア) Dungern, a. a. O., 255.
- (ロ) 市進文書ではないのヤンタルベルン出身者は聖マリヨンブルク修道院の「リステリートーンハーメレヒ」が、しかし修道院の「リステリートーン」と見るなど、彼らが独立した領主に近い身分の者である故、修道院の地の「リステリートーン」と比較した場合に不自然である。また、彼らがドローナブルクの土邦の所存した上部ティ茵チカウ地域と関わるを持った点が註明される。Vgl. F. Huter, Die Herren von Montalban, ZBLG, 11, 342. しかし、同教の「リステリートーンハーメレヒ」と見た方がよこと曉ねどか、つかつたが、彼らが羅摩文書や同教の「リステリートーンハーメレヒ」がどの差點をもつてゐなかつたかなど。従つて、羅摩本文のやうに考えておこな。
- (シ) 上流マッチャ河谷の領域には田中農民が数多く定住したといふのでござ、A. Jäger, Die Geschichte der landständischen Verfassung Tirols I, 537ff. 参照。

(68) かゝる、エドム¹⁹¹¹の『servientes』²⁰についてのものと殆ぐだ。『……出産劬²¹多くの騎士貴族 (Ritter) の者は元來不自由な身分ぢやないた。數々出産の名稱例えばマローレル²²が『servientes』なるいふもや即ち王室をもつてゐるよ。』やなわち彼は即ち『servientes』が後世の騎士身分をばしたと見たのである。A. Dopsch, Herrschaft und Bauer in der deutschen Kaiserzeit, 226.

(7) ルの論述の『リベキトーレンハセ現実には次の司教の『リベキトーレンハセ所屬の点に確鑿させ因縁じめなし。等に論

道院の『ニスティアーレンハセ同時に同教に奉仕した』。

(8) 及上證人仲間のうちで數を誇る『リベキトーレン (servientes, ministeriales) の出身在地 (史籍上) 『vici』、
『villae』、『loci』の表記がたり。領域的意義における『テラ・ヴェヌスティア』²³を除いて
いたところのやうな

第三章 伯領フィンチュガウにおける共働(附)

(1) 土地処分の確認、あるいは調停裁判には、以上のように幾個かの身分、あるいは所屬類型に分け得る証人が現われた。証人の出席は、確かに一面では、証人が当事者とは別個に、領主貴族による土地処分の決定に従い、あるいは司教による調停裁判の判決に服したことを意味している。証人の担つた國制史的意義を探ろうとする場合、特にこの服従の側面が強調されてきたように思われる。しかし他面、証人の出席は、土地処分の確認、あるいは調停裁判の判決が証人たちによる共働 (Zusammenarbeit) の名のもとにに行なわれたことの意味してゐるやうである。すなわち、いかなる法取引・法現象も、当該の現場に在りた証人たちの共働によつてはじめて、具体的領域 (ラヘル *«terra»*)において現実的な効力を獲得し得たのである。従つて以上の認識によれば、証人仲間は、確かに一面では必ずしも必ずたように一種の形式主義的な装置であつたと同時に、他面その内実において一個の利益共同体 (eine Interess-

engemeinschaft) を形成してゐた。やがてこの後者の面こそが、とりもだねわざ、伯領におけるラント法的構造を規定した構成要素の一つを取り出すのに特に重要なのである。

(9) 第一節 註(72)の本文参照。

むじやう、この利益共同体で見られた共働は次の三つのモメントのうちに認識である。以下順次に指摘したい。

(a) 節一ば〔一〕〔二〕〔三〕の三類型の証人たちに関連する。それは次の通りである。土地処分の場合をとれば、土地処分の確認は、ただ単に当事者の家構成員（フーミリア出身のミニステリアーレン）の出席を得て行なわれたのみならず、当事者の家構成員ではない第三者もそれに関与していたということである。この後者はラント法上一個の独立した人格を有した者たちであり、彼らが土地処分の当事者の家構成員と共にゲノヴァンシャフトリッヒに関わる合つたところに、証人仲間の共働の一つのモメントが認められる。この点に関し次に、上(節一)で挙げた〔二〕伯領のミニステリアーレンを例にとって若干説明を加えておきたい。

〔二〕のうちや史料上注目すべきものは(イ)の《ヘンリク・フォン・ゼンヌ》、および(イ)の《モンタルバンのオットー・ヒュルフワイン》である。彼らの身分に關しては第一節で挙げた第三文書（一一八二年作製）が参考となる。これは大公ハーベルト六世の官房で作製されたものである、その証人欄の顔面以下は次の通りである。『*Sviggerus de Montae Albano, Hilboldus de Swanigen, ... Hezil de Simis, ... tres fratres de Hopfin : Conradus, Sviggerus, Gerungus, Peroldus de Tatiniac, comes Hainricus de Romisberg, Peroldus et Hainricus comites de Tirola.*

№° つまゝ、上掲した者の内の **«comes Hainricus de Romisberg»** 以外の証人たる **«Pertoldus de Tatnriet»** も他の証人とは大公に対する支配關係ではない別個の地位に立たるやうである。この後者は通常の者の身分を取るにせよ、一七〇八年ウヘルト六世がボーラハク (Polling) 修道院 (オーバーハウゼン所在) に与けた土地の譲渡の文書⁽¹⁾が参考となる。この証人欄には次の者の名が見える。《Olivius nobilis de Anctorf, Ortolf de Pisenberch, Wulfwin de Monte Albano, ... Chunrad de Hopfen, Rihhart de Heimertingen, ... de ministerialibus ducis Welfonis et familia ducis Heinrici...》・ **「ノビリス」** (nobilis) とは文書上区別された、ウヘルト六世の「リベラリトーネハルト・カウルト・カーハ・・トオハ・・ヤンタルベハ」、即ち **«コンラド・トオハ・・トオハ・ホーフ』** が付記された。されば、先の第三文書の証人欄における分などは **«ホーフ』** の三兄弟 [6人]、 **「ロハリード (tres fratres de Hopfen : Conradus)」** も他の証人 (従つて **«ヘンリク・トオハ・ヤハト』** の如む) はウヘルト六世の「リステリアーレハド」たことがわかる。以上より、いふる問題とした **«ヘンリク・トオハ・ヤハト』** ねむり **«ヤンタルベハのオーフナー・トカルフ・ウイヒ』** (2) はウヘルト六世の「リステリアーレハド」あつたものである。他面これ **«ヤハト』** および **«ヤンタルベハ』** のそれぞれの出身者は、同時に伯領フインチュガウに定住の有力者でもある。しかし彼らは先通り、もともと伯領の領主貴族所属の「リステリアーレンではなかつた。

彼らが伯領に定住した「リステリアーレン身分の者であつた (すなわち、彼らが伯領の領主とは「リステリアーレン関係にはなかつた)」ことから、また、彼らが伯領では独立の人格の所有者として伯領の「ハシト法に服したひとから」こと、彼らを「ハシトの「リステリアーレン」へ規定するひとができるようだ。れども、彼らが伯領に定住した点は、具体的な事実の上では、次の場合によく表われてゐる。すなわち、彼らはクール同教の調停裁判に関与したのである。すなわちのとく、調停で報告の任務を負つた判決発見人 (**«Judeiissores»**) せんぶら、その立場せんぶら司教の「リステリアーレンが三名 (**«Adelbertus de Rotunde»**, **«Odalricus de Malles»**, **«Marchardus de**

Laute》、聖トマスハムタク修道院の「リステラートーレハ」⁽¹⁾ («Richardus et Swigerus de Mals»)、《Chunradus de Tarcis》。⁽²⁾ しかし、残りの二名が問題の「ベニヤル・トマス・ヤハト」、「ヤハタル・ハルバのヤハヌー」や「ハカヤハ」（彼らはいじめは特と「ministri」と呼ばれた）である。このように、ウヘルフン家の「リステラートーレハ」であったこれら三名が、同教および修道院——との両者は調停裁判における一方の当事者であった——のそれぞれの「リステラートーレハ」並んで同教の調停裁判において大きな役割を果たしてゐたのである。しかし、この調停裁判は、領主間の關係（従つて、むろんは伯領の支配構造）に決定的な影響を与えたものと思われる。これはともかく、また彼の三名は、彼らの身分的に同格の「ハグナー・トマス・ヨハネ」（既述第一）〔三〕の（#）を含む「⁽³⁾ タウペトゥ家ウルリッカ⁽⁴⁾」リステラートーレ（«Gebazo de Sluez»）、ケーテ・ブルトの「リステラートーレハ（«Vdalricus et Fridericus Naselin. Neuir de Burguse»）」や、ある「正教の修道院とのそれわれの先の「リステラートーレハ」共に、調停裁判の証人仲間を形成した。

以上のように、「ベニヤル・トマス・ヤハト」、「ヤハタルバのオットー」とウルフハウゼン⁽⁵⁾や、「ハグナー・フォン・コルチ⁽⁶⁾」が当事者所属の「リステラートーレハ」と共働した点に、証人仲間の利益共同体を構成するモノハトの「のぞみ」を認めるにふさわしいだらう。

(1) TUR. I/1, Nr. 328, S. 163. ルギ第Nr. 307 (1166) S. 148 参照

(2) リハタルバの王政統治について K. Bosl, Die Reichsministerialität der Salier und Staufer II, 463 ff.
参照。

(3) 1085年、証人選出権を持つアヘシル de Sindes, ベニヤル de Chorzi, Vito et Wilfinus de Montelban⁽⁷⁾ (Nr. 294, S. 142) の頭で列記されるところによると、そのあたりの年頃である。

(4) ヨハネの妻のハルバ、ハルバが夫た（マ）（ナ）（カ）ヨハネ以外の者の所属關係はわからぬ。ただし（ロ）のハ

チル出身者の勢力関係については、一一六五年の文書が参考になる。それにすれば、ドロットマートなる女が保護者であるマルカールド（*ad vocatus Marquardus de Lauto*）の手を経てシギバハレバなる者に土地を売却したが、そのとき後者、つまり買主の保護者はウルリッセ・トゥン・タラバ（*ad vocatus Udalricus*）であった。ところで、この土地処分には（ロ）のラーチュ出身のゴットフリート、コンラートが証人として出席してこた（TUB. I/1. Nr. 303. S. 145）。以上より、保護者マルカールド、証人ゴットフリート等のラーチュ出身者は、少なくとも土地処分の問題では領主ウルリッセ・フォン・タラストとほぼ対等に向かい合えるだけの地位なしし勢力を日常持つてこだい」とがわかる（Nr. 325. S. 161 も参照）。

(b) 第二は、(a)の場合のミニステリアーレンとは異なつて確かに伯領の領主に所属したが、しかし、一人の領主と固定した従属関係にはなかつたミニステリアーレンに関連する。この問題に関しては、以下で、〔VI〕の(ロ)、司教のミニステリアーレン（ラーチュ）のマルカールド、コンラート兄弟を例に取り上げたい。

調停文書の証人欄には司教のミニステリアーレンの一部即ち、*Marchardus de Lauto, Chunradus frater eius, Chunradus Coaruz de Laute* が挙げられている。ところが、元來証人たちは、彼らが同一の支配・服従関係のもとにあり、同一の身分からなり、そして同一の在地出身者であつた場合には、文書の証人欄では一つの出身在地のもとに一括して記載されたのが通例である。ところが、同一の在地ラーチュを持ち、司教のミニステリアーレンという同一の身分にありながら、マルカールド、コンラート兄弟、ともコンラート・コアルツィとは別々に名を挙げられているのである。それ故、両者は現在は司教の同じミニステリアーレンとはいながら、かつては司教との関係では、それぞれ別個の立場にあつたものと思われる。この想定のもとに一連の寄進文書を見るに、すでに一一六〇年ウルリッセ・フォン・タラスアは、問題のマルカールド、コンラートの兄弟をクール司教の手を経て聖マリヨンベルク修道院に寄進していたことが見える。この意味で兄弟は、おそらく元來からクール司教（あるいは聖マリヨンベルク

修道院) のフューリアの一員たる “リステリアーヌ” であつた ラーチのコンラート・コアルツとはおのずと違つた背景を持っていたといえよう。このため、たとえ同じルーカー “出身のリステリアーヌ” ともカール・コンラートの兄弟とコンラート・コアルツとは証人欄で一括されない別々に記されたものと思われる。しかし、がいの兄弟は、一一六四年の寄進文書の証人欄では依然としてウルリッヒ・フォン・タラスナの “リステリアーヌ” の一員とおなじである。やれではラーチ “出身の兄弟の所属をめぐる証人欄上のこの違いは何を意味したのか。以下ドナヒの点を問題とする。領主による彼の兄弟の寄進に関する次の二つを述べて行おう。

『既述』一一六〇年の寄進文書は、領主による彼の兄弟の寄進に関する次の二つを述べて行おう。

Traspensis ... consilio domini Adalgoti ... Curiensis ecclesie episcopi ... dedi et tradidi s. Marie ... ecclesie ministeriales meos ... : ... de Laude Marquardum ... cum beneficiis et possessionibus, que de proprietate ... habent, et fratrem suum Chonradum. ルネモヌム マルカールム、コンラート兄弟の家が家人ヌーハ (beneficii) シ私有地 (possessiones, que de proprietate habent) ルを持つ。ウルリッヒ・フォン・タラスナの有力なリバターノの家族であるのがわかる。ウルリッヒによると、同教あることは修道院への寄進の対象になつたリバターノの家族であることがわかる。ウルリッヒによると、上級 “リステリアーヌ” (nobiliores ministerialium cum omnibus posteritate et prediis corum) ル上級 “リステリアーヌ” (humiliores de familia) ルの二つの類型に分けられた。後者は文字通り領主に直属のフューリア “出身のリステリアーヌ” を指し、これとは違つてタルカールム、コンラート兄弟は前者の類型に屬し、元来から領主固有のフューリア成員になかつた者と思われる。ところとは、ウルリッヒ・フォン・タラスナのじと/or在地領主は、もとより私有地 (Eigen) を持つた在地の自由民に対し新たに家人レーヨンを賦与するなどよどみ、彼の “リステリアーヌ” 関係を取り締む、これによって自由民を新しく、領主との従属関係へ引き込んだ。と説明である。

ほぼ同一の時点で、文書記載上、兄弟が一方で寄進を受けた司教座、ないし修道院に、他方で依然として寄進者ウルリッヒ・ファン・タラスプに所属したとされているのは、以上のことと関係している。それは次の通りである。マルカールド、コンラートの兄弟の家のような上級ミニステリアーレンの家柄は、特定の聖俗領主直属のミニステリアーレンの身分へ自身を固定せず、その結果ミニステリアーレン関係が所属領主および別の領主との関係において流動的、あるいは重複的となつた。むろんこれは、彼らが独立の領主に類似した実力を持っていたことを証明する以外の何ものでもない。そして、この所属領主との流動性、あるいは別の領主との重複性の中に、一方で、彼ら上級ミニステリアーレンが独立の領主貴族の身分を（例えば通婚によって）取得し、それによって自らも領主仲間の一員たるうとする彼らの志向を認めることである。⁽²⁾ しかし他方で、所属の流動性、あるいは重複性の中に、兄弟が領主仲間とは区別されたいわば「ラントのミニステリアーレン」むじう独自の身分をすでに取得していたことが知られ、あるいはその身分に到る契機が見られたのである。^(2a)

この概念を抱えて、「ラントのミニステリアーレン」の存在をせりあり表わしてくると思われる一つの文書を紹介しておきたい。それは一九三〇年に作製されたものであり、やいだは、タラスプ領主家の断絶後マッチャの領主家が聖ヨハネベルク修道院のフォータム職を受けた点の確認、および、フォータムの正しき権限及格の再度の確定の二点が問題となつていた。ふじて、この文書の証人欄は次の通りである。《Heinricus et Albero de Vanga [d.i. Wangen-Burgen] , Cunradus de Macias [d.i. Matsch] , Hezilo de Scenglis [d.i. Tschengels] , Burchardus de Mallis [d.i. Mals] ; de Laudis [d.i. Laatsch] Marquardus cum Cvnrado fratre ... , Gotfridus, Egino ... , de Burgus Fridericus, Cunradus ... , de Mallis Gebelhardus pater, Werherius》。この文書の二段目は、^(2b) 『Burckardus de Mallis』と『de Mallis Gebelhardus』との間に空の記載形式が示すよひど、理由は「リスケニアーレンが回」の正身地にてこゝの専ら上院確立凶別をやめて記載され

てはいる。⑥ 特にミニステリアーレン層の証人の記載形式を見たとき、彼らについては出身在地のみが明記され、当該在地から出た者のすべてが一括して列挙されており、これに対し、何人がいかなる支配者に所属したミニステリアーレンであるかの表現はもはや見られない。例えば、この文書で問題となつた事項からすれば当然クール司教が出席したはずであるが、しかしながらマルカールド、コンラート兄弟(«de Laudis Marquardus cum Cunrado»)については格別司教のミニステリアーレンである点を示す表現は見られない。このように、何人が修道院のフオーラト職を引継ぐかという、具体的領域(ラント *«terra»*)に所属した者(特に、ミニステリアーレン。彼らは一定範囲の証人仲間をつくる。)に共通し、しかも国制上重要な事項を取り扱うこととき問題の場合には、彼らがそれぞれ出身在地においていかなる支配者に服していたかはもはや当の問題にとって何らの意味を持たなかつたことが文書の上に明確に表われている。以上⑤⑥の事実の確定とそれから得られた帰結とをもとに、ここに、「ラントのミニステリアーレン」を取り出すことができる。そしてそこに、伯領において一一六〇年代から一九〇年代にかけて起つた在地ミニステリアーレン層の発展過程の一つを読み取ることができる⁽⁵⁾。

さて、問題を先にもとこう。マルカールド、コンラート兄弟がウルリッヒ・フォン・タラスプからクール司教座、あるいは聖マリエンベルク修道院に寄進されることは、彼らが今までタラスプの領主家の支配のもとで上級ミニステリアーレンとして享受してきた地位を追われ、司教座の家人法(*Iex Curiosissimum ministerialium*)⁽⁶⁾あるいは修道院の家人法に服わざるを得なくなることを意味した。換言すれば、彼らは、下級ミニステリアーレン類似の地位にあつた元来からの、司教座あるいは修道院所属のミニステリアーレンと共に同じ、統一した法に服わざるを得なくなるのである。⁽⁷⁾聖マリエンベルク修道院のミニステリアーレンが服わねばならない法と同じ法が彼ら(すなわち、ウルリッヒ・フォン・タラスプのミニステリアーレン)に与えられるよう私(ウルリッヒ)は修道院と取極めた⁽⁸⁾と寄進文書の一つ(ふじだは、まさしくウルリッヒによるかの兄弟の寄進が取り扱われている)は述べる。そして、

このことは、どうやらおさず、彼らがそれまで確保してきた独立の領主類似のラント法上の地位に對し衝撃を与えることになりやあらう。ラーチェ出身のマルカールビ、ロンラート兄弟の眼には自分達を取り巻く現実が以上のじとく取つたものと思われる。文書の証人欄上の表現のかのくい違ひは、以上の現実に対する兄弟側からの反撲の現われとして説明できなこであらうか。⁽²³⁾

(14) 従ひト、ヘーデはなし場合どす、例えば、◀……Adelbertus de Sindes, Hezelo de Sindes……▶ (TUB. I/1.

Nr. 280, S. 131) トコトモハシ証人欄で別々に記載された（むなみに前ど、後者それぞれト）トコト [>] る(?) [=] る(?) も論既⁽²⁴⁾。

(15) TUB. I/1. Nr. 271, S. 122.

(16) TUB. I/1. Nr. 293, S. 139.

(17) TUB. I/1. Nr. 294, S. 140. Vgl. G. L. Maurer, Geschichte der Pfronshöfe, der Bauernhöfe und der Hofverfassung., II, § 210. IV, § 626.

(18) Vgl. Waitz, Deutsche Verfassungsgeschichte V, 372.

(19) かつて、フランケンケルハは次の如く述べた。一一九〇年頃まで支配した統一的な高級貴族の血縁共同体がそれ以後崩壊したのは、高級貴族とミヌスチリアーノとが血縁関係を取り結び、ここに非同格出生の現象が生じたことに由る。J. Dungern, Adelherrschaft im Mittelalter, 56f)。しかしながら、なぜ一一世紀末期に特に一つの時期を与えたのではないかの説明は彼の所論では見つけぬことができない。これに対し、この時点に到るまでは必ずしもミヌスチリアーノ層は大きな展開を見せており、領主貴族類似の実力を蓄え、その結果事実上領主貴族との通婚が行なわれていたことに注意しておかなくてはならない。このよくなな在地的な現実を考慮に入れなごと、一一世紀一杯におけるむづから高級貴族の統一體の支配を強調するに無理があると思われてならぬ。

(2) ルンゴン「ラントのミニステリアーレ」は、概念的に、特定の領主に個々に所屬のミニステリアーレンとば区別した上に構成したものである。表面に現われた事実そのものは次の通りである。ラントのミニステリアーレンのやれやれは当ラント所属の特定の領主に個別的に服していた、と、わなみに、領邦オーバートリートにおこし、ラント（大公領）に所属したミニステリアーレン（ministeriales terrae）を理論的には伯領フランチヨガウにおける「ラントのミニステリアーレ」の區分性格を持つ（Vgl. Dopsch, Die staatsrechtliche Stellung der Ministerialen in Österreich, MÖG. 39, 238 ff.）。

(2a) TUB. I/1. Nr. 477, S. 266.

(2b) この発展過程の背景として、ルカンゲルンが説いたように、「私的な庄园法および家人法的従属規範から一般的、擬似合法的な従属原則への移行」が起こったもの（Dungern, Herrenstand., 352）。

(2c) «Et pactum sum eis tantum ac tale ius, quantum et quale ministeriales sancte Marie debent habere» (TUB. I/1. Nr. 271, S. 122)

(2d) 従つて、この区別の結果として、まだ兄弟を取り巻く支配関係の流動性、重複性の故に、文書の作製者が証人欄を埋めることにあたって個々の時点での彼らの所屬関係を正確に知り得なかつたともいえる。はや、文書記載上のかのくじ連いは、暗に、兄弟のような在地の有力者をぬぐる争奪戦が領主間で展開されてゐたことを思わせる。この最後の点については次の(2e)で例示したい。

(2e) 第三は、「ラントのミニステリアーレン」の形成過程の背景として、(2d)に指摘した事実（有力ミニステリアーレンをぬぐる支配関係・所屬関係の流動性）と並んで、いかに看取できる別の事実に関連する。すなわち、それは、(2d)所述べたミニステリアーレンとは異なりて特定の領主と固定して従属的なミニステリアーレン関係にあつた者たちが当該の領主のもとややがて一個の団体を結成したことである。

寄進文書や調停文書の証人欄におけるミニステリアーレン身分の証人権成は、通常例えば、『ministeriales Curialis ecclesie』、『de servientibus sancte Marie』、『de familia dominorum』等と記されてくる。この文書によれば、ミニステリアーレンは特定領主の固有の「ファミリア」の範疇に包摶された存在であり、それ故、かのマルカールド、コンラート兄弟も身分法の法形式の上ではやはり司教の、あるいはウルリッヒ・フォン・タラスプの「ファミリア」構成員のままであった。ところで、このラーチャ出身の兄弟の場合、領主は、在地の有力な土地所有者を法形式の上で「ファミリア」へ編入することによって、自らの支配権を当の在地に対し貫徹しようとしたのである。つまり、領主はミニステリアーレン関係へ引き込もうとした当の者が所有していた土地を射止めんと計っていたのである。⁽²⁾ 以上のことがわからるように、「ファミリア」はその構成員をめぐる支配関係、身分関係の性格の点で多様な人的モментを含んだものである以上、元来、それは、構成員がやがて階層化する契機をはらんでいたといえよう。従つて、「ファミリア」をあまりに一体的、統一的なものと見てはならないであろう。それはともかく、以上のじとき階層分化と共に、他面、法形式の上で「ファミリア」に編入されたミニステリアーレンは、固定した従属關係のもとにあつたミニステリアーレン全体に新たに密接に結び付いて一個の「ミニステリアーレン团体」を結成した。この団体の名においてミニステリアーレン全体は自分の領主に對し、独自の勢力たるうとする動きを見せたのである。「ラントのミニステリアーレン」という統一的身分の形成過程の背景にあつたこの動きに注目しておかなくてはならない。この点を以下で若干例証しよう。

調停文書によれば、フェーデを行なつたゲープハルト・フォン・タラスプは、調停裁判の判決に服し侵奪した土地と人間とを司教、あるいは修道院へ返還せねばならなくなつたのであるが、その際ゲープハルトは、ジギバンドス・フォン・フリースなる一名の騎士を返還の対象から除くことができた。すなわち、ゲープハルトはこの「騎士を司教の名においてではなく、ミニステリアーレンの同意のもとに自分の手に確保した」のである。ひとと述べられたミニ

ステリアーレンは、ゲーブルトではなく司教に所属した者たちと見てとれるが、しかし聖マリエンベルク修道院ないしタラスプ領主家のミニステリアーレンもそれに含まれていたと考へることもできる。いずれにせよ、重要なことは、返還の対象から騎士ジギバンドスを除くことを決定したのは司教個人ではなく、ミニステリアーレン仲間であった点である。彼らは自分の所属領主に実力的に対抗し得る独自の地位をすでに獲得していたことがここにうかがえる。⁽²⁾ このように、同一の領主のもとにありながらも、ミニステリアーレンは領主の「ヘルシャフト」との関係においても相対的に独立した団体勢力をなし、この団体勢力が「ラントのミニステリアーレン」を生み出す根底的要素ないし母体となつたのである。

この最後の点に関して、若干説明しておくなれば次の通りである。騎士ジギバンドスを返還の対象から除外することを決定したミニステリアーレンの中には、司教所属の者のみならず、聖マリエンベルク修道院ないしタラスプ領主家所属の者も含まれていたと見ることができる、と前に述べておいたが、これについて騎士ジギバンドス自身を例にとってさらに次のようにいえる。ジギバンドスは直ぐ後に指摘するように、ゲーブルトのフェーデの時点では、いまだ完全には司教、あるいは修道院に服属しておらず、タラスプ領主家のファミリア成員でもあるという重複した地位を占めていた。従って、このような地位にあつた一人のミニステリアーレの所屬關係をめぐる問題に対し、司教、修道院、タラスプ領主家のそれぞれのミニステリアーレンが関与したと見るのは自然である。そしてこの点は注目に値する。すなわち、ここに、個々のヘルシャフトリッヒな枠を超えた、ミニステリアーレン相互の連繋を読み取ることができるものである。既述したミニステリアーレンの同意のもとに、この文言におけるミニステリアーレンの活動にはかくのごとき連繋が具現されていたと思われる。そして、この連繋こそが、「ラントのミニステリアーレン」の現実的形態の表われともいえるのである。

ところで、先に、領主間で見られた在地の有力者をめぐる争奪戦について少し紹れておいたが、これに關し、かの

ジギバンヌス・フォン・フリースの所属関係の問題が一つの例証を与えてくれるので、以下でそれを敷衍しておきたい。ジギバンヌス・フォン・フリースは、タラスプ領主によつて聖マリヨンベルク修道院に寄進された者たちの一人であった（一一六〇年）。⁽³⁾ ところがその後数年を経ずして、ジギバンヌスは自ら聖マリヨンベルク修道院に対し寄進を行なつたのである。⁽⁴⁾ しかも、このとき彼はゲーブルト・フォン・タラスプの手を経て（*cum manu Gebhardi*）これを行なつた。ジギバンヌスについてこれと同じ例を次に挙げるべくすれば、一一六五年ヨリットベートなる女がジギバンヌスと彼の保護者ウルリッヒ・フォン・タラスプ（*Sigebandus et suis advocatus Vdalricus*）とに土地を譲渡した。⁽⁵⁾ かく一二七七年には、ジギバンヌスは再度「彼の主人、ウルリッヒ・フォン・タラスプの手を経て（per manum domini sui Udalrici de Traspes）」聖マリヨンベルク修道院に土地を寄進した。⁽⁶⁾ 以上の事例より、ジギバンヌスは一一六〇年以後もタラスプ領主家と支配・保護関係にあつたことがわかる。しかしながら他方でこの間、クール司教による聖マリヨン修道院（伯領内の在地「マニスターに所在」）に対する寄進の事蹟（一一七〇年）⁽⁷⁾ には、証人の一部に「ラーチ」のゴットフリード・マルカールド、ジギバンヌス・フォン・フリース（*Siebait de Flies*）⁽⁸⁾ が名を見せ、しかも彼らは文書でクール司教座のミニステリアーレンであることは「あり呼ばれて」とある。このよハビンテ、ジギバンヌス・フォン・フリースは、一方で司教座の家人法に編入されていたと同時に、他方で依然としてタラスプ領主家と支配・保護関係を保つていた。彼のこの重複した地位も、「ラーチ」のマルカールド、コントラート兄弟の場合と同じく彼自身の持つ領主身分に類似した実力基盤から説明できるであらう。現に彼は騎士（*miles*）で、土地所有者であった。⁽⁹⁾ 以上に述べたことから、調停文書から知れるジギバンヌス・フォン・フリースの帰趣をめぐる問題の背後には次のような現実が隠されていたといえる。すなわち、ジギバンヌスが常びていた他の領主との重層的関係を嫌つた司教は、ゲーブルトの起こしたヨーデを好機に、彼を完全に司教座、あるいは修道院の家人法のもとに置こうと試みたのであるが、しかし、これに対しゲーブルト・フォン・タラスプは、ミニステリアーレン仲間の

回憶を取り付けることなくハサハサに切られたものである。この時代は、領主は、土地を所持した在地の有力者や臣下の支配に服せしものだなど、いかに力を貯へたかが文書のせうがよく表われてゐるのである。

- (24) 「領主 (Herr) のみが外縁に接する」リベラトーリアの所有地 (Eigen) を处分し得るに至り、次の事実によく表わされる。無主地、リベラトーリアは、領主の手に歸るに至る。譲渡の権利は、領主の手に移るに至った。これらは事実上ドロイド (Waitz, Deutsche Verfassungsgeschichte V, 385, Ann. 4)。
- (25) マーターゼ、ヘトマニア (familia) は「高貴な仕事、固体法上の形成本」ヘトマニア、巡道院はもともと巡道院トヨークルスの關係で一個の統一体 (eine Einheit) である (K. S. Bader, Dorfgenossenschaft und Dorfgemeinde, 65)。確かに修道院トヨークルスがヘトマニアの恩恵を受け (cum consilio familie) されたものが大體だ。数々の文書に見られる、しかし、その場合、果たしての『familia』がいかなる人の範囲を含んでいたかは改めて確定しなむべきなら問題である。
- (26) «*preferunt unum militem nomine Sigibandum (de Flites), quem sibi non tam *episcopi nomine ministerialium consensu* retinuit» (TUB. I/1, Nr. 294, S. 142).*
- (27) ハウゼ、調停文書の論文題では、リベラトーリアは、『ministeriales Curiensis ecclesie』の封主である。一括りに名を挙ねば、リベラトーリアは、
- (28) 「中世の名が同格出生の仲間 (ebenbürtige Genossen) は、裁量を持たず、ある仲間の領地へ移る場合の權力」 (G. L. Maurer, Geschichte der Fronhöfe, der Bauernhöfe und der Hofverfassung, IV, § 628) といふ。豈容問題から現れれば、文書の記述は、
- (29) A. Jäger, Geschichte der landständischen Verfassung Tirols I, 455 ff. Vgl. TUB. I/2, Nr. 594, S. 71

(*nos de comuni consilio fratrum nostrorum canonicorum et ministerialium ecclesie nostre advocates atiam Brixinensis ecclesie cencessimus.....► 1210*)

(30) 調査 (22) の文書参照。

(31) TUB.I/1. Nr. 276. S. 126.

(32) TUB.I/1. Nr. 303. S. 145.

(33) TUB.I/1. Nr. 362. S. 182.

(34) 前註 (22) 参照。

(35) TUB.I/1. Nr. 325. S. 161.

(36) 彼が所有した土地のいへい事を尋ねる。◀ *Sigibant.....dedit sancte Marie.....taniam et talem proprietatem, quam habuit in vicino Sluis»* (TUB.I/1. Nr. 276. S. 128)

(11) 以上、寄進文書、調停文書の証人欄に名を見せた証人たち、特にやのうちでも圧倒的に数を誇つたミステリアーヌ身分の存在様態を、(a) 土地処分や調停裁判における本来の当事者には所属しない第三者たる伯領のミステリアーヌ、(b) 同一の領主のもとで、あることはヘルシナフトリックな枠を超えて、独自の勢力を築いたミステリアーヌ団体の三つのややかみにわけて述べておいた。しかし、伯領におけるミステリアーヌの三つの存在様態は、「ラハムのミステリアーヌ」なる一つの概念を新しくわれわれをして構成させた。文書の証人欄のミステリアーヌが、事実の上ではおのれの個別的には聖俗領主に服しつつも、しかし、同時にラハム (terra) に所属した「ラハムのミステリアーヌ」の地位を占めたとの認識は重要である。つまり、ウェルフーン家のミステリアーヌ、マッチャやタラスアの領主家、クール司教座、聖マリエンブルク修道院所属のそれぞれのミステリアーヌ、

ーレン・ガ伯領における支配構造のあり方 (Verfassung) を将来にわたって規定づけた場面 (従つて、フェーデに付する調停裁判、修道院世襲フォーカティの権限内容の確定、領主による土地処分に対する確認)において、判決発見人団、あるいは証人団の構成員の名のもとにゲノッセンシャフトリヒに共働した点に注目せねばならないのである。というわけは、まさにこの共働の営みこそは、それが伯領において生じたさまざまな問題で繰り返えされ、累積的に展開するところはじめて、「ラント・フィンチュガウ」を構成させる基底的要素となるからである。従つて、これによれば、「ラント」は一定範囲の人的団体において見られた共働の現実的・潜勢的なチャンス (Chance) の中に体現されている。⁽⁴⁾ 以上のようだ、「ラント」とは在地的支配関係のある種の態様、つまり一個にまとまつた共働的支配関係の複合体を意味したのである。⁽⁵⁾

ところで、先に、証人仲間は一個の利益共同体であったと同時に、一種独自の形式主義的な装置 (ein formalistischer Apparat) やもあつたと述べておこた。⁽⁶⁾ その装置は何によって保証されていたか。それは、確かに、証人仲間が一個の利益共同体を形成したというがゆえのことで、個々の証人が、⁽⁷⁾ おのれの抱いた自身の利益 (egoistisches Interesse) を将来にわたって継続して維持せんがために、彼らの間になりたつた諒解関係そのものに基づいていたといえよう。しかし、ここで問題としたいのは、この装置を制度的に保証した要素である。⁽⁸⁾ この要素は、フェーデの調停裁判によく表われている。フェーデの調停は、事件の当事者それが和解裁判権 (Schiedsgerichtsbarkeit) を行使することによって行なわれた。ところがこの和解裁判権は、司教主宰の調停裁判所 (ein kompromissarisches Gericht) なる一つの機構の中で行使されたのである。この意味で、先に規定した「ラント・ファインチュガウ」はその存立を司教の調停裁判所組織に負つていたといえる。

調停裁判所においては当事者相互の現実的な力関係が大きく作用したのはいうまでもない。この力関係は判決発見人、証人の構成の仕方に形を取っていた。力関係の作用の現われの一つは、調停裁判で決定された事項内容に対する

違反をぬぐうに交われた次の取極めに見えて。〔Gebhardus〕 C. C. in artas Curiensi episcopo quicunque fuerit et domino Olrico patruo suo et domino Fgni adiuvato vel eius heredi expendat。⁽⁴⁵⁾ したがれば、ゲーブルト・ファン・タラスプが以後調停裁判所の判決に違反してエグノー・ファン・マッヒュのフォーカタイを侵害し、あるいは伯父ウルリッヒ・ファン・タラスプの寄進を犯したときには、彼は、調停裁判所を構成した当事者のそれぞれ（クール司教、聖マリヨンベルク修道院の修道院フォーカト・エグノーとその相続人、そして伯父ウルリッヒ）に賠償金二〇〇マルクを支払わねばならなかつたのである。⁽⁴⁶⁾ これに対し当然調停文書には、上級裁判権者（国王、トリニティ司教あるいはティロール伯）に納めねばならぬこととき性格の金額については述べられていない。何が調停裁判の当事者をしげるのよつけ賠償金支払の取極めに向かわせたかを見るに、それは領主貴族のフェーデの内容を形づくつた事実（ein Tatbestand）における共同性そのものである。当事者はこの共同性を意識するむじょうじ、おのおのの個別的な支配権を一方的に行使し実力的に問題を解決しようとする態度を捨てたのである。わし、このように、「ラント・フィンチュガウ」は司教主宰の調停裁判所において制度的に保証されていたが、このことは、逆からいえば、ラント・フィンチュガウは伯裁判所組織をその存立基盤としていたことを意味する。現に調停裁判にはティロール伯も伯のミニステリアーヌも、判決発見人としても証人としても関与していないかったのである。判決発見人、証人の出身地はテル西部（infra Tellis）の地域にかぎられていた。テル西部の地域とは第一文書の冒頭にいうテル東部（subius Tellis）の地域に対置されるものであり（従つて、伯領フィンチュガウはこの二つの地域からなつていたこととなる）、フィンチュガウはウンターベンガーディン地域のクール司教座管轄区を指した。つまり司教の調停裁判所は、伯領のうちこの司教座管轄区に相当した部分領域を単位として設置されたものである。（しかし、調停裁判所における審理内容は聖界と俗界にまたがつた事件であった⁽⁴⁷⁾）このように、伯領における二類型の裁判所組織のそれぞれ——司教の調停裁判所と伯の裁判所（ラント裁判所）——を区別し、それ

それが伯領において担つた国制史的意義を正しく認識せねばならない。すなわち、この司教主宰の調停裁判所を司教に代わつて、ティロール伯自身が主宰する調停裁判所へ変えようとする伯の動き、またそのこと、この調停裁判所の伝統的な形態・機構を伯裁判所、あるいはブルクグラーフの裁判所（後述）へ編入しようとする伯側からの働きかけ、はいまだ現われてはいなかつたことを思うべきである。

およそ調停裁判所は、その設けられた領域に上級ラント裁判権者が実際問題支配権を浸透させ得なかつたことから、彼以外の者によって開催されたと見て取れるかぎり⁽³⁷⁾、伯裁判所は、司教の調停裁判所の存在から見たとき、いまだ必ずしも实际上唯一の上級裁判権力とは周囲（Umstand）に認められてはなかつたわけである。かくしてひとまずティロール領主家の「伯」権力から独立した、「ラント・ワインチニガウ」の支配構造が存在したことを確認せねばならないであろう。調停裁判所と伯裁判所とは伯領において確かに人的構成要素の面では重なり合つたが、しかし制度的・組織的には元来別個のものであった⁽³⁸⁾。従つて、伯領における上級ラント裁判権力たるべきはずのティロール伯にとって、司教の調停裁判所組織は伯の領域権力形成の点で一つの障害物となつたのであり、彼はやがてこれと対決せねばならなくなつた。これについては第二章第一節でふれたい。

(37) ○・ナルンナーは「ラント（terra, provincia）を構成したメンヒルム」、封建貴族たちの共同意識（Landesbewußtsein）を挙げた（a. a. O., 200）。

(38) 「ラント」をこのように記した以上、それを構成したの一定範囲の人的メントの内容に変化が生じたときにば、『ラント』由来も変容せざるを得なかつたこと以前もて注意しておきたい。

(39) 同々の領主所属のミニステリアーレンによる、ヘルシヤフトリックな弊を越えた共働の繰り返えしほ、逆に、彼らはまたがる一方で「ラントのミニステリアーレン」たる地位を継続して確保させ、まだ、新らしく個々の領主とミニステリアーレ

ハ墨迷シヘンたる事の墨迷シの聖母を医師や中止した。

(33) Vgl. M. Weber, Rechtssoziologie; (Soziologische Texte 2) (1967) 91, 95.

(34) Vgl. H. Fehr, Die Entstehung der Landeshoheit im Breisgau, 115—6 (レーベル川流域にて) 1960. 240°.

(32) 律トレ、調停裁判所は本邦の争事の場合にセ、ハハト法上の土地処分の確保の場合に現れた禁制規定の定式（罰金は国庫へ納入される）（後述）は存在しない。

(33) これぞH・ワーターは、教皇権用の懲罰定式（päpstliche Strafformel）山口261 (TUB.I/1, Nr. 294, S. 140. ハターの註参照)。

(34) 以上のように、調停裁判においては当事者の力関係が大きく働いたものもあるが、しかし、やむと当事者以外に、すばらに来たる者に第三者たる伯領の「ニステリアーレ」が、判決発見人の一部を構成するに与りて裁判に関与していた。従つて、判決発見人、あるいは証人の人的構成の伝統的な枠が崩れたとも、同教の調停裁判所組織自体の性格（つまり、「ハハム・ワインチヤガウ」の存立を保証したところ性格）を変えざるを得なかつた。註（33）参照。この問題について第二章第一節で述べた。

(35) ◀Adhuc etiam [Orlicus de Traspe] omnia predia militibus beneficiala preter illa, que domino Egnoni dederat, illi (d.i. Gebhardo de Traspe) tradidit et omnes homines suos nobiles et ignobiles infra Tentes degentes sub presenti potestati eius donavit▶ (TUB.I/1, Nr. 294, S. 141)

(36) かくて、ワーターは次の趣旨のことを述べた。南ヨーロッパの11世紀の中頃からは調停裁判せぬことの聖界事項とのみ関わつたが、1160年頃以降はついでに、駆逐と俗累の禁められた事項にも関係あると判ひた。ただやの後一世紀になると調停裁判せぬことの混合領域と認定がなれ、俗累のみの新都市の事件には駆逐されねばならぬ、とK.S.Bader, Die Entwicklung und Verbreitung der mittelalterlichen Schiedsdee, 121—122, Zeitschrift

f. schweizerisches Recht, 54)

(47) H. Niese, Die Verwaltung des Reichsgutes im 13. Jahrhundert, 274—5 稲注*

(48) K. S. Bader, a. a. O., 114.

(49) Vgl. E. Rosenthal, Geschichte des Gerichtswesens und der Verwaltungsorganisation Bayerns I, 120

(caut per formam iuris sive per arbitrii et compositionis).

第三 ニーステリアーレン・ヨーロール伯の領域権力形成

「フューリア」なる法形式のうちに包括されたニーステリアーレンの中には、在地の有力者と、領主の家権力に固く結び付けられていた者とがいた。⁽⁵⁰⁾ このうち有力者は文書ですべて名前 (Vornamen) の後に出身在地を記されて現われた。この事実は、彼らがすでに、城塞あるいは館、所有地あるいは保有地等を拠り所とした実力的な生活基盤を当出身地に築き上げていたことを表わしている。従つて、ティヨール伯は、伯領の諸在地に対する領域権力の形成に当つてはこのような有力者の展開に対処せねばならなかつたはずである。その場合、この対処の仕方には次の二通りがあつた。第一は、伯が彼らを伯裁判所の裁判民団体の構成員へと据えつけることである。これは領域的な、領主とニーステリアーレンの団体 (eine Landesgemeinde) の結成を意味した。第二は、伯が有力者のですに築いていた生活基盤を自己の支配圈に組み込むことによって在地支配・領域支配を創出、拡充することである。そして、このために、伯と有力者との間にニーステリアーレン関係が設定された。⁽⁵¹⁾ ニーステリアーレンが「領域支配のためのアバラート」としての「家臣団」であるというのも、一つのひとつの意味において理解される。以下で問題とするのは、第一でニーステリアーレンを取り扱つた関係上主としての第二の対処についてである。ティヨール伯は、すでに述べたクー

ル司教の調停裁判権力に対決すると平行して、有力者を自分のミニステリアーレンとして用いることによっても、領域権力の形成を企てたのである。ここであらかじめことわっておかなくてはならないのは、以下では、伯家の直轄領の形成、そこにおいてミニステリアーレンを用いて行なわれた所領管理の機構の成立、のような歴史叙述を意図するものではない点である。以下で行なおうとするのは、「領域支配」の持つ構造的なしくみの一側面を明らかにするにすぎない。

以上の問題のための主たる素材は、聖マリエンベルク修道院とコルチュ^ス住民の間の山林伐採をめぐる紛争（一二〇九年）に求められる（この文書を以下では裁判文書と呼ぶ）。ここで、先ず注目しておきたいのは、コルチュ^ス住民全體が、コルチュ^ス村（vicus Chortzis）の定住者からなつた一つの團体を示した「Corlenses」なる言葉によって言い表わされている事実である。この「Corlenses」はラントゲマインデ・コルチ^ス（Landgemeinde Kortsch）と規定できるであろう。ティロール伯の領域支配とは、従つて、コルチュ^ス村の定住者の全體「Corlenses」が伯に服したことを指すに他ならない。この場合、村（Chortzis^ス）といふ定住者（Corlenses）との關係は、一定の広がりを行する「領域體」たる村が制度上はじめから存在しており、その村に住民が定住した、と理解するのではなく、挙示できる範囲の「住民の集まり」自體がはじめて村（vicus, villa）を組織した、と見なければならぬ。従つて、一定範囲の定住團體を形づくった要素は必ずしも特定空間（Ort）である必要はない、経済生活（例えばアルメンデの利益）や政治権力（例えばラント裁判所）も要素となるのである。以上を前提とした上で本論に入ろう。

(50) この後者の範疇に属する者は、先に第一で挙げた「IV」（イ）のように、領主によつて給養された佃近^スである。

(51) この結成の契機となつたのは何よりも先ずレーエン關係の設定であろう。例えば、これはミニステリアーレンの例ではないが、ウルリッヒ・フォン・カラスプが聖マリエンベルク修道院に対して土地を寄進したとき、それをティロール伯の手を

（ア） *愚ニシテナリニシニ* («Hanc terram, quam supra nominavimus, sub fidei nostre pollicitatione commisimus quod vulgo dicunt iuris saltus in manu comitis Adelberti et fratris Bertoldi et cum manu illorum dedimus») り即ち彼の間でセムーハに監修が許諾されたことの如きをねど (TUB. 1/1.Nr. 293, S. 139.)。

(イ) 豊田昌盛、三一ロッジを出立する | 『生紀』 | 横綱業五九の三 | 九頁 (改)

(ウ) 稲葉 (名) の本文稿

(エ) 墓碑文 (名) の本文稿

（オ） *ホーフツリーチャードニルニリヒテ* & Chorches ハウト理ねた (O. Stoltz, Die Ausbreitung des Deutschums in Südtirol, IV, 29)

(イ) われ、裁判文書どもれど、ハヤロール伯ナルバニリ主はコルチ、村の住民の中から住民の同意のゆゑに名を選ひ、彼らに宣誓をさせた上で、山林伐採をめぐる争いと罷戦し、修道院あるこは住民のこゝろの主張が出来しならぬ判告を求めた。この六名は住民のうちの有力者 («viri de melioribus Chortzensium») と號せば、この「わね」姓名は次の身分の者である。伯ナルバニリ主の「リクナート・ラ・カニコム («dominus Vdalricus de Chortzes ministerialis»)」、ハーベルト・ラ・リクナート («Heinrichus de Chortzes ministerialis»)、チャーブト・モス («Moosburg») の伯ハーカトニーの血由民 (名) («de Chortzes Victor, Minigo, Segundus liberis») である。他の一人の名は文書では知れども、紛争の内容からみな煙の、コルチ、村住民は山林用益のマルク団体を形でへてこたよつて思われる。これらのものつたマルク団体には保有農のみならず、やれ以外の馴染の有力者 (例えど、alle marker geist und weltliche, edle und unedle) がおる。これらた庶民は、ややこしく、シカの指摘したといひ�どある。従つて、先の六名の判告者はさうの意味の有力者を組み入れてふたと組む。それはともかく、確かに彼の六名の者は、身分上は他の住民たるに優越した者 («meliores»)

であるが、しかる《Chortzenses》なるコルチ^ル村裁判民団体 (Gerichtsgemeinde) の構成員として見れば、他の住民と一体的な隣人仲間 («convictini») やなしだたのやうだ。この意味で、彼は全く裁判民団体の代表者と規定される地位にあつたのやうだ。それと同時に、この六名の者について次のようにも考へることができる。すなわち、これらの者は、同時に、裁判民団体所属の判決発見人 (宣誓人) 組織 (普通一二名)⁽¹⁵⁾ の半数に相当する者ではなかつたか、といつてよい。彼らの選舉にあつては、それは住民の同意を経て行なわれたのであり、伯が任意に選び出したのではなむといふ點で、伯から六名の者を判告者として出すように求められたとか、コルチ^ル村住民はおのづかず、當時の判決発見人 (宣誓人) 仲間の一部をやれに当たし見るのは自然とはいえないだらうか。

この点をよりはつきりさせてくれたのが、一九〇六年六月二十四日の伯領ボーツェンにおいて行なわれた、ボーツェン⁽¹⁶⁾ハ村民とケラー^村村民との間のアルメンデ用益に関する協定である (このじきの文書を便宜上協定文書と呼ぶ)。これによれば、ボーツェンハセケラーのそれぞれの共同体 («communitas plebium») 所属のそれぞれ一二名の者、すなわち《Johann vilicus, Ropretus, Liuperan, Vrxo et alii octo de Kellare》 (トゥーレー) は、やれやれの全農民団体の要求に応じて《rogatu locius comunitatis》、今は二〇年間同村が共有しておいたアルメンデを今後分割して用益するといふを取極めたのやうだ。このうち、やれやれの村出身の一一名は、一一人の宣誓人 («iurati ex ultraque communitate XII») と呼ばれた。以上のいふゆゑ、これより各一二名の者は、ボーツェンハセケラーの各裁判民団体所属の判決発見人組織を構成した人々であったと見た。

通常、判決発見人組織の個々の構成員は、村の裁判民集会にねこて座長、あるいは裁判官の職務に就いていた。⁽¹⁷⁾ 従つて、コルチ^ルの住民と土地領主との間、あるがせコルチ^ルの住民と別の在地の領民との間に起つた紛争以外の事件、いはば、コルチ^ル村住民相互、あるいは住民個人と農民団体間における問題は、伯の裁判所や修道院フオーラ

トの裁判所の設置を待つまでもなく、農民団体自身の組織のむじや自治的に解決された。また、先の協定文書に見えたアルメンテ分割の問題のようど、特に山林伐採等のアルメンテ用益に關する事項は、もとより直接、農民団体所属の判決発見人が当事者となりて、処理された。このようど、村の住民間の日常の秩序は、村の会議団たる判決発見人（宣誓人）組織によつて維持された。それがかな土地領主に分かれて所属した住民が一個の「村」（《communitas》）を構成し得たといふことは、ひとえにこのよつた組織の日常活動の繰り返しが負つていたといわねばならないのである。後世になってコルチュ村の村規則（dorfbuch）にせよ、《die gemeinde oder ausschuss》が農民集会（bauerschaft）を召集する権限を持つ、との規定が見えるが、この場合の《ausschuss》ほかの判決発見人（juratii）の発展した「村委員会」と考へてよ。

むしろや、コルチュ村のかの判告者たちのうちで特に注目すべきは、伯（ティロールおよびヒッペン）のミリストリアーノと呼ばれた者である。彼らは、判決発見人組織なしの構成母体である裁判民団体において極要な地位を占め、同時に村の行政幹部としても、他の構成員に比べて勢力をふるつていたことが認められる。⁽³⁾ けだし、彼らはコルチュ村に定住した在地の有力者（《dominus》）であるからである。また、裁判文書が一五世紀に亘りハ語に翻訳されたとき、やひださずティロールヒッペンの伯の「ニステリアーンはやれわれ、《herr Ulrich von Kortsch des obgenannten grauen richter》，《herr Heinrich von Conca graaf Heinrich von Eppan richten》と表わされ、ニステリアーン（《ministerialis》）が特に裁判官（《richter》）と見なされていた。ここに、村における有力者（ニステリアーン）が當時（13世紀初頭）農民団体の組織においていかなる役割を果たしていたかの一端が知れよう。

特にティロール伯のニステリアーンに關して、二つの事例を擧げるならば次の通りである。一一三四年、ティロール伯アルベルト三世は、マイス（Mais）村におけるアルメンテ（《communitas》）のうち、聖マリヨンマルク修

伯領フィンチュガウにおけるラント法的構造（二）（若曾根）

道院がハグナッハ（Hagnach）地区に有していた所領に隣接したアルメンテ部分を当修道院へ寄進した。⁽⁵⁾ といふに、この寄進は伯が単独に行なったものではなく、伯と共に必ず寄進者として挙げられてゐるのは、伯のミニスティアーノ（ministeriales nostri）。マイス村の農民団体（tota universitas de Mays）である。⁽⁶⁾ 伯のミニスティアーノの主なる者は、いの寄進の証人として、側近を除へ“ミニスティアーノの筆頭に”マイスの騎士、アルベルト、マルカールの兄弟 Albero et Marquardus fratres de Mays milites と名を挙げられた者である。これでわかるように、彼らはそれぞれ当時マイス村出身の騎士（miles）であつた。マイス村においてはもともと在地の有力者が根を下ろし、城館が多く見られたのである。⁽⁷⁾ 一一九〇年から一二〇〇年にかけては、マイスのマルカール（Marquardus de Mays）・マイスのベルトウハタケ（Bertungus de Mays）がやれぞれ伯のミニスティアーノ（ministeriales comitis）の一人としてすでに名を現せていた。⁽⁸⁾ ここにおける“ミニスティアーノたちの成長した姿”⁽⁹⁾ 一二一三年のタルメンデ寄進のときに『miles』と略された者に見て取れよう。このように、伯のミニスティアーノとなり、将来騎士と呼ばれるように到つた在地の有力者は、マイス村、換言すれば、村の農民団体（universitas de Mays）における他の実力を養つてゐた者たちであつた。アルメンテの寄進には、伯のミニスティアーノ以外に、農民団体の成員である自由民（liberti Ludwicus, Chunradus, Swawelinus, Vdalricus, Malsutus, Voleman）六名が証人として現われた。やがて、證人欄で彼らの後に述べられた者（et alii quam plures）には自由民以外のマイス村保有農が表わされてゐるのであつた。アルメンテの寄進には、いうまでもなく、村の住民すべてが関心を持つたのであり、この意味で、村の農民や村に館（Adelansitz）を構えた有力者が自らも寄進主体として、文書に名を見せたのは自然である。

やがて一例を挙げれば、ティロール伯の属城があつた同名の村の庄園も、伯の手の城館以外に、ブルンネンブルク（Brunnenburg）・ダルンシュタッハ（Dürnstein）およびトウヒ（Auer）の二つの城館があつたのであるが、

説

このうち、ただアウエルの城館とその所有者のみがティロール村の農民団体と緊密な結びをもつてゐたとされる(4)。この歴史的は、アーラウス、エラルト、アーベルトの名前で、但しもいの前述の點(4)、《Eurardus et Albertus fratres de Tyrol》と略されて他の「リスホリヤーレン」の眞似して証人となつた者と略ねれど。この証言がテヤロール村の農民団体と繋がる付ふる保証した点は、彼らの出身地が彼らの持ち城の名を付された「von Auer」と表わされたのではなくて、在地ティロール出身《de Tyrol》と表わされたことかわらぬ(5)。

- (4) O. Stolz, a. a. O., 12.
- (5) A. Dopsch, Die freien Marken in Deutschland, 17.
- (6) K. S. Bader, Dorfgenossenschaft und Dorfgemeinde, 350.
- (7) 佛ドニ第一節第11回「アーベルト、テヤロール村にゆかる説明（一一五八年—一一大四年）の叙述より、▲司帳マハを地上から取上ひた者▼を含むて、人物の大名の村出身者が証人活動をした事態の状況が、これと同じものと思ふがどうかのうせなどだらうか。
- (8) TUB. I/1. Nr. 459, S. 233.
- (9) ▲vilius▶立てこいばん| 范註 (7) 参照。
- (10) K.S. Bader, a.a.O., 311.
- (11) T. W. III, Nr. 18, S. 188, Zl. 9—10.
- (12) 人の管理の手に付く、オーバーマルクホフ (Dorfvogt) として現われぬ所である。彼は後世には村落裁判の職務に就ぶたが、オーバーマルクホフトキメハト媒釋權 (Obermarkerschaft) を行使した (O. Stolz, Geschichte der Gerichte Deutschtirols, AÖG. 102, 280)。彼の権利が田舎の固有權に基づいた点立てこいせ F. Huter, Zur Frage der Gemeindebildung in Tirol, Vorträge und Vorschungen VI. 229 参照。

伯領フィンチュガウにおけるラント法的構造（二）（若曾根）

- (64) TUB.I/2. Nr. 645, S. 108.
- (65) ノストリ居れど、**homines (nostris)**へ封された者の現われた。これは本節第一に述べた〔註〕の(一)のノストリ側近や娘女が“彼の”ノストリだ **homines**へと **ministeriales**へとは文書上の職令上も区別つておがなへばならぬ。この事はノストリの第1章第1節でやれた。
- (66) T. W. IV. Nr. 13, S. 120. Ann.
- (67) T. W. IV. Nr. 7, S. 52. Ann.
- (68) TUB. I/2. Nr. 701, S. 149.
- (69) 後半の如きは、奥爾トカウル(Auer, Aur)よりヨーロッパ農民共同体の歴史を以て A. Tille, Die bäuerliche Wirtschaftsverfassung des Vinschgaues, 57—8 を参照。
- (1) ノストリ、ノルチ、アーバー、マヤベ村あるノストリヨーロッパ村は在地の土豪的有力者を命じていた。このノストリ村が一個の農民団体 (Landgemeinde; ^{ノストリはヨーロッパ}Cortzenses' ^{ノストリ}tota universitas, comunitas plebium も ⁽²⁾ ^{ノストリ}tota communis universitas) と文書に表わされる (11世紀末期以後) 以前には、やがてまた土地領主に服した隸属的保有農、自由農民、ノストリ、土地に付いて自由農民以上の実力を持つた有力者の三者は、特にアルメンテ用益を主たる活動舞台として、一つの在地居住団体 (Siedlungsgemeinde) を形成していくのである。この意味で、この団体はルースな経済団体 (Wirtschaftsgemeinde) をなしてゐたと考えてよい。⁽³⁾ ここで植民、定住の進展と共にこの団体は同時に、それが分化してか、あるいは他の経済団体と結びついてかはともかく、独立の裁判民団体になる（従つて、例えば、先の協定文書から知れるように、アルメンテの分割所有による新らしい事態も起こり得るわけである）が、ひととおりして、在地の有力者は経済団体においてと同様に、団体の組織形成の上で指導的な役

割を演じたのである。これらの有力者はやがてティロール伯とミニステリアーレン関係を取り結ぶことによって、伯から新らしく土地をレーベンとして受け、この結果文書の上で、農民とは身分的に区別されて表わされるようになつた。これに對して、農民はあつぱり一農民団体の構成員と証人欄で表記されたのである。しかし、その後もこの農民團体において、伯のミニステリアーレとなつた在地の有力者は、事実上、依然、他の農民に比べて優位した勢力と地位を誇つたことは疑いない。⁽²⁾

ティロールの伯は在地に対する領域支配に當つて、以上に見た自生的な構成体に直面せざるを得なく、この構成体の存在を認めた上ではじめて支配権の貫徹を計らねばならなかつた。今まで構造論的に見てきた以上の状況と、伯の領域支配権の成立との関連はこれを歴史的に見た場合次のように把えることができる。すなわち、伯は、村における土豪的有力者をミニステリアーレン関係に新らしく引き込むことによつて、この者が從来から經濟團体、あるいは裁判民團体において占めた極要な地位を活用して、農民團体そのものに対する支配（つまり領域支配 Gerichtsherrschaft）を獲得した。一二〇九年のコルチュ村、一二一三年のマイス村において、判告者、証人として名を挙げられた伯のミニステリアーレはすでに歴史的にはこのような過程を経た存在であつたのである。ところで、ティロール伯が、ミニステリアーレン関係を結んだ在地の有力者を媒介にすることによつて、全く同じ機会を持ち得た他の領主（例えば、先の裁判文書におけるエッパンの伯）の動きに対抗して、事実上村において自らの領域支配権を貫徹し得たかどうかは、確かに一面で、ミニステリアーレンとなつた者が村において元來取得してきた實力基盤の如何、並びに両領主家の間の力關係、に依存するところが大きかつた。しかし他面で、ティロール伯がそうであつたように、ある領主家が伯領フィンチュガウにおける唯一の裁判官 (index in comitatu) であつた場合には、彼のミニステリアーレは別の領主家（例えば先のエッパン伯家）のミニステリアーレに比べて、農民團体においてより大きな勢力と地位を占め得たと見ることは自然であろう。

伯領フィンチュガウにおけるラント法的構造（二）（若曾根）

(R) Vgl. O. Stoltz, Die Begriffe Mark und Land, Dorf und Gemeinde in Baiern und Tirol im Mittelalter.
VSWG, 37, 28—9.

(F) Vgl. F. Huter, Das Tschärscher Dorfbuch von 1432, Tiroler Heimat 19, 92.

(F) 従つて、後述の表現で、⁽¹⁾ 伯領共同体が、⁽²⁾ *«Gadt und Geman Veczan»*(A. Tille, aa.O., 57, Ann. 163)

と記されたのよりの説明が問題である。

(F) すなはち、伯領領域支配権の要素を、監督の上位機関である伯領共同体の中からなる組合の「アーベー (Averbach)」⁽³⁾ にて、⁽⁴⁾ 次に述べる如くの如きを参照。ナッコロール伯は、「彼の最も堅密な支配領域、すなはちナッコロール城塞のトルクゲート城の領域におけるトーホーフの轄域におけるアーベーの組合は、最も古の支配家系 (Herrschafftsschicht) である」とある。これが以外の〔級主〕⁽⁵⁾ ナッコロールの轄域におけるアーベーの組合である。〔F. Huter, Zur Frage der Gemeindegliedlung in Tirol, aa.O., 230〕。

(F) 総合する限り、上述の指摘、既述の如く (Vgl. F. Huter, Die Herren von Montalban, aa.O., 351; K. Bosl, a. a. O., 466)。

(II) もとより上の如きで獲得された伯の領域支配権が組織として維持されたときは、やがて伯直属の裁判区 (同時に財政区) の成立がそれに伴わなければならなかつた。⁽⁶⁾ この裁判区成立に決定的に与いたのは、直前に述べたように、ナッコロール伯が伯領フランチャカウにおむる唯一のラント裁判権者たる権原の持主であつた、ナッコロール伯である。しかし、この契機は次のじきも論理的帰結をもたらしたのである。伯が土豪的有力者を「リステリアーノ」として用ひるならば、同時との間に対して「ハート裁判権者 (伯)」の下級裁判官 (iudex, officialis) たる權能をもつたるふるないうつの如きを加えられたのである。従つてひるたゞ、やがて農田共同体は、伯の下級裁判官 (リベホーフトーチハ) となり得られた裁判団体 (Landgerichtsgemeinde) へと昇つた。このような歴史的過程を踏まえていふと、後世

の領邦ティロールの裁判、財政の領域的な基本単位であり、政治的には農民等族制の存立基盤となつた下級ラント裁判区の成立の萌芽を説明することができる。(註)

(註)

ただかくのごとき裁判区を生み出し得た領域支配権こそが、領邦（統一ラント）の形成にとって決定的構成要素であつた。というのは、領域支配権なるものはその権原に応じて種々の形で成立し得たからである。例えば、一介の所領フォークトもそのような支配権 (Ortsvogtei) を持ち得たのである。^(註) しかしながら、このフォークトの領域支配権が在地の社会構造をも取り込んだ新しい裁判区組織に結び付けられることができなかつたかぎり、その支配権が妥当した領域は、例えは当該フォークト家の断絶が起つた場合には、再びなまなま在地の有力者による分断にさらされてしまわざるを得なかつたのである。^(註) かつて、O・ブルンナーは次のように指摘したことがあつた。ティロールにおいては、「支配権と伯権」 (dominium et comitatus) なる史料用語がすなわち「統一的ランデスヘルシャフト」を意味した、と見なされているが、しかし、この「支配権と伯権」それ 자체はただ一個の村落に対しても同じように成立し得たのであるから、それは必ずしもランデスヘルシャフトと同じものではない。^(註) と。「領域支配権」の問題に関しても、論理的には、アルンナーのこの見解と同様に考えることができる。すなわち、確かにランデスヘルシャフトを形づくつた一つのモメントとしては必ずもって領域支配権は重要であつた。しかし、構造論（領邦の内部機構）的に見たとき、後者はただそれだけで技術的な意味のランデスヘルシャフトになつたのではない。けだし、領域支配権が独立したラント裁判区を組織してはじめて、そしてこのような管区が集積されてはじめて、領邦（統一ラント）の成立とその支配とがいえるのである。^(註) そこでは領域支配者の家系がたとえ断絶しても——ただ単に所有者の人的メントにのみ拠つた領域支配権はあまりにも多かつた。——、裁判区そのものは領邦の領域的下部機構として存続し得たのである。

しかしながら向はともあれ、村支配を内容とする領域支配権は領邦の裁判区の成立にとって、決定的な素材であつ

たことは疑いなし。⁽¹⁵⁾ この場合、村支配とはその継続した形では、じつもなおせず、自生的な村組織に対する支配であつたはずであり、あらにいえばこれは、村を形づくった人的団体——経済団体、あるいは裁判民団体——の組織に対する支配を意味した。換言すれば、領域支配とは自生的な人的組織に対する支配であった。⁽¹⁶⁾ そして、この組織をつくった、あるいはその中で極重要な地位を占めた有力者を媒介にして、組織そのものが裁判区形成のための基本的な要素となつたのである。⁽¹⁷⁾ 裁判区の形成それ自体は確かに一三世紀後半期以降の歴史過程を待たねばならなかつたのであるが、しかし裁判区形成をもたらした素材——すなわち、ティロール伯が村組織支配の手段として在地の有力者をミニステリアーレンに用いていた現実——は、すでに一二世紀末期ないし一三世紀初期に存在していたのである。

(75) 裁判区形成の問題上記つてせ、〇・ハーメルク (O. Stolz, Das Wesen der Grafschaft im Raume Oberbayern=Tirol=Salzburg, ZBLG, 15, 92ff.) や P. Fried, Grafschaft, Vogtei und Grundherrschaft als Grundlagen der wittelsbachischen Landesherrschaft in Bayern, ZBLG, 26, 104 ff.) によれば基本的な見解の相違が見られた。ハーメルクの問題には直接ふれぬことはやむなし。だが、ハーメルクの見解に限つて一点のみを指摘しておき。彼は、グラーフシャフトが古来の裁判場所 (Dingstätte) はそれを分化したもの、すなわちかくてのグラーフシャフトの下部単位化 (Untergliederung der Grafschaften) と把えた。ショルツの論旨の中心を占めたこのグラーフシャフトは限つて「カドーラ」⁽¹⁸⁾ タイプは次のようにならうとした。「〔例外的に〕明確なガウの境界がなお最も際限に見出せるのは山嶽地方においてである」。ヤードー上記のショルツ論文を引用した(佳良見志郎訳『ニイツ法制度史概説』二一九頁、改訂版、二八〇頁)が、しかしその論文そのものは、グラーフシャフトと山嶽地方との間の「ミッタイスが暗に想定する」とき何らか特別の関係には全く言及していないのである。ショルツ自身は先のグラーフシャフト制の継続の問題を特殊ティロール史にのみ関わるものとは見なかつた。そうではなく、元來彼は、バイエルン大公がバイエルン部族大公領を構成した諸領域部分に官職保持者たる伯を任命してグラーフシャフトを設置した、と考え、これをグラーフ

ハナウと認める歴史的基本的事実としてある（O. Stolz, Land und Landesfürst in Bayern und Tirol, ZBLG, 13, 163ff.）

(76) いのうに考へるからこそ、ハショルツにおける「ラント裁判所即グラーフシャフトの下部単位」論（前註(75)）は、組みねねではな。彼のいの論述は「ラント」後世に現われた史料用語である、しかし彼の時代、たせいの「Landgericht」が新しく歴史

◆connecta sive judicium per provinciam Chiemgau ▶ (11世紀) ◆judicium comitie quod vulgo dicitur Landgericht ▶ (11世紀) 等の史料用語である、しかし彼の時代、たせいの「Landgericht」が新しい歴史の舞をはじめるを得なかつたか、せしてやれはかかる社会・在地構造を背離してゐたか、が全く問われてゐない（彼は、ただ権能 Befugnisse の点から見てグラーフシャフトとラント裁判所との史的連続を問うのみである）。要するに、ラントヘルたるハショルツの「權力発動」と、その背景にあり、せしてそれを可能にした在地の領主制的構造との問題が、論理的な形では彼の視野の中には全く入っていない。

またショルツは、グラーフシャフトから直接分岐したラント裁判所（高級、流血裁判権能を持つ裁判所）と、イムニテート、フォーケタイ、土地所有、城塞所有に基いて生まれたラント裁判所（高級、流血裁判権能を持たない裁判所）とを区別すべきである（O. Stolz, Das Wesen der Grafschaft, a. a. O., 98）ところ、せして、彼はこの二つの前者のラント裁判所のみを強調した。この区別の行なはなしの中に、彼における先の問題意識の欠如がよく表われてゐる。この点について、P. フリードの次の見解を参照、「ラント裁判官はまだ高級、流血裁判官であるばかりではない。むしろ、彼の主たる職務の一つは、ラントヘルの▲直接的支配領域 ▶ [O. ハンナ] の二つ、▲Untere Landgerichte ▶ O. Brunner, a. a. O., 367. たゞね、直轄領およびフォーケタイを下級裁判権を持つて管掌する」心地よいものだ。

② (P. Fried, Herrschaftsgeschichte der albayrischen Landgerichte Dachau und Kranzberg im hohen und späteren Mittelalter, 59)

(77) これが二つの形をもつた。第一は、H. V. フォルテヨーが「グラーフシャフトやその領域部分は当初は依然として

リベトニアルグラーフ (Ministerialgrafen) の半ば置かれたが、しかし後にテハルクルの裁判権によって管掌された」
 (H. v. Volteolini, Die Entstehung der Landgerichte, AÖG. 94, 38) ルガウルの「リベトニアルグラーフの
 領地」である。例へば、タラスア領主家やゼンタルバン領主家は伯領において在地に固有権を行使した有力な貴族家 (edelfreie Familie) であったが故に、カウの伯せり、それより領主家のそれらの在地の領域部分において行なう伯権力の実勢を
 整へて持つた (前述の領地にて) A. Gasser, Entstehung und Ausbildung der Landeshoheit im Gebiete
 der schweizerischen Eidgenossenschaft, 277, Ann. 229 や輪説「本館説」(→ 輪説) 後者の題にて云ふ。
 O. Stoltz, Politisch-historische Landesbeschreibung II. Stiftirol, Schlern-Schriften 40, 112 や輪説) 領地
 に於ける第1種後半期以降起つた古く貴族家の断絶 (例へば先のタラスア家の断絶) 後、その領主の子孫の領主
 家のトマーニト構成 (ドナウ) あり、以後努力を傾せんべり、リベトニアル家 (ministeriale Familie) (Vgl. P. Fried.
 Herrschatsgeschichte der altbayerischen Landgerichte, 55) の場合は「上級マイヨルハルハルヌルホーフ」は在地の
 「ローネン」リベトニアル家が 11世紀に村落裁判権を行使したと見なされる。」

- (P) やれども、農民団体のものに対する支配 (前述 (III) や輪説) は「別の角度」で「ない」。所謂の農民団体が上級
 ハル高裁判区の管轄する区域の一部分を構成するに到つたといふを意味する。従つて、上級マイヨルハル構成上の歴史上の、農民団体
 (Gemeinde) や裁判区 (Gerichte) が別個のものでは「たゞ」に注意しなくてはならないこと。
 (R) 上級マイヨル成判区の裁判所は高級、流域裁判権能を持たず、そのための種の事件は下級のハル高裁判所へ送達され
 た。やつて、上級マイヨル裁判所が Nieder-od. Schubgericht と呼ばれた (O. Stoltz, Geschichte der Gerichte
 Deutschtirols, AÖG. 102, 157)。
 (S) さて、この説明からおこる、1188年以前全計報告の文書に大量に名前を取る裁判区裁判官が上級裁判区裁判
 官おられた在地の出身者であったのは自然といひである。
 (S) いの観点から西面マイヨルについて村落支配の成立を説いたのが現在のやうな K. S. Bader である (K. S. Bader,

Dorfgenossenschaft und Dorfgemeinde, 90ff.)

(62) 一一一八年に滅絶したツィーリハ家の大公家の場合を想え、しかるに「マイヤーは」正家の領域正家を「中世における貴族国家」 \rightarrow の観察したのが(Th. Mayer, Der Staat der Herzoge von Zähringen, in: Mittelalterliche Studien, 361)'

(63) O. Brunner, a. a. O., 228, Anm. 1, 45など。いわゆる「支配権と伯権」 \rightarrow の問題は「中世におけるcomitatus et dominium Tyrolis」 \rightarrow に現われた(O. Stolz, Zur Entstehung und Bedeutung des Landesfürstentums, ZRG, 71, 346)。

(64) 後世の領邦ティロールは壊滅した領域せ、マヨルハやカーメニアの大公領のように帝國法上の支配構成体(そいひせ大公の古の譲權(Würde)の系統が大公による領域支配権の発展と積極的に与いた。)を形でへつてはゐなかつたが故に、それだけかえていながらも、ティロール伯は彼の領域支配のための植民として、新しく裁判区の組織化を求めるを得なかつたことがわかる。上級ラント裁判区と統一ラントとの因わりどつこでは、確実、中世オーストリアにおける「ラント」(1)、法学三十六の四、六五頁註(64)を参照。

(65) このことは、無論、裁判区がティロール伯(将来の領邦君主)の直属役人に維持して任せられねばならなかつた、といふことを何ら意味しない。また事実めぐらしなかつた。裁判区を新しい所保有した者がたとえ有力な領主貴族であつても、彼が領邦の支配者(上級ラント裁判所(ein oberes Landesgericht))の構成員であつた(「からlandsässig」 \rightarrow は地位においてた)から、有力な領主による裁判区保有が、領邦におけるその裁判区(ひいては領邦)へのもの存続といつては何の障害とはないなかつたのである。

(66) これに関するて、すでに述べた(第一節註(58)の本文)マルティヌス家が裁判区の裁判官となつた事例について、若干敷衍しておきたい。ティロール伯トルベル(11世紀の伯)裁判所(ラニスホ、1111年)における、土地交換の確認文書(このいふが述べられた。◀cambium ... eis bene placuit supradictis hominibus {土地交換の請書類} et comiti

[Alberto] et eius ministro Warino et *omnibus maritimus et subditis suis* ▶ (TUB. I/1. Nr. 622, S. 96).
これによれば、問題の土地交換が、当事者、伯、その側近のみならず、マルティヌ家とヨリ家に服した者たれども、いとも歓迎・承認するところのものであったことがわかる。当事者、伯等の承認はともかくも、マルス村の個々の農民の承認といふ形でではなく、わざわざ特定の家の名が文書で表わされた以上、当時、当村には在地の有力家系としてマルティヌ家とニガ家が根を下し、村秩序に対し何らかの支配を及ぼしていたことが推測される。

これは敷衍すれば次のことを意味する。領邦ティロール（統一ラント）の完成は、これを社会的・在地的構造の変化という側面から見たとき、決して、ただティロール伯のみによってはじめて全く基礎から全面的に行なわれたものではなかつたところである。統一ラントが生まれるはるか以前において、在地には政治的成体 (politisches Gebilde) が伯権力に独立して展開していた。それは史料的に見れば、ラント・フィンチュガウ (Lanta Venusta) たり、ラント・ボーチェ

ア («terra Bozani») にねた、いの **terra** を構成したのは、(一) もともとの土地の実力者たち (貴族家と有力者) とステリトーレン) が所有した城塞支配圈 (これは史籍上例えば、**castra ... cum districtibus, villis, iuribus, hominibus**) が所有された。十六世紀、O. Stoltz, Politisch-historische Landesbeschreibung I. Nordtirol, AÖG, 107, 698, Ann. 2) の複合体である。(二) 國制的問題において彼らによる繰り返えしが行われた共働 (Zusammenarbeit) の政治的常習である。(三) その政治的常習の地盤の中、河岸 **terra** 自体のラント法的構造を見出せる。これが「ラント」 (Landesverwaltung) したテイロール伯は、政治的成体のこの構造を継承する。統一ラントの形成に取りかかれた。この統一ラントの形成が、現象的にはいかにティロール伯直轄の新たなカバーラー (dominium) の拡大の形を取るうとする。既存の成体の構造はこれを引き継がざるを得なかつたのである。ただし、伯にとって重要なのは、ただ単に、独自の城塞支配圏を所有した領主、有力ミニスチリアーレンを権力的・実力的に屈服させるのみではなく、むしろ、ほんとうは、その時までに彼のもので農民、ミニスチリアーレンが担ってきた在地構造 (内容的には例えば、土地保有の慣習法的形態、裁判民間体の自治機能) を統一ラントに定着させ、領邦の裁判区に編入することにあつたからである。やがて、この定着・編入の作業は、伯が純粹官僚的側面をまだ大量に用い得なかつた当初においては、既存の社会構造自体の中にはじめてその手段を認め得たのであつた。この点について次註 (88) も参照。

(88) 本文の背後にある筆者の問題意識の輪郭をバイエルン史についてP. フリークが述べてくれる。それは次の通りである。
村落裁判所で行なわれた暗罪金裁判や、残存した古い伯裁判が新らしい刑事裁判所 (ラント裁判所 judicium provinciale) へ「組織化されたのは、決して、17世紀のウイツテルスベハ家のランデスヘルによつてはじめて行なわれたのではない、むしろ、12世紀の諸貴族家の多くが、すでにそれを行なつてゐたのである。彼は彼自身の **アロヴァインキア** においてすでに決定的な先駆作業 (Vorarbeit) を果たしていた。すなわち彼らは、一つの領域において伯権、土地、フォーカタイを獲得し、それからかりと組織化された **アロヴァインキア** (あることは **terra**) を形成するといふ仕事に取りかかっていたのである」 (P. Fried, a. a. O., 58)。ウイツテルスベハ家はこの先駆作業を一手に引き継ぎだのである。」

れを要するに、われわれの場合ではティロール伯(あるいは上の例ではウイツテルスバハ家)によるラント裁判所の組織化を問題とするときだが、第一、この事実——つまり、先駆作業の继承という事実——を念頭に入れておかなくてはならない。

(四) 以上見たように、十三世紀後半期以降、下級ラント裁判区は、ティロール伯とミニステリアーレン関係にあつた在地の有力者が先ずもつて裁判官に任命されること(あるいは、伯とミニステリアーレン関係に入ると同時に裁判官に任命されること)によってはじめて設置されたものである。この裁判区裁判官の裁判権は、裁判官自身の出身農民団体を含んだ数個の農民団体に及んだのが通常である。この下級ラント裁判所には農民のみならず貴族(広義のラントくレハ)も服した。このことは、これまで述べたように自生的な裁判民団体、経済団体自体が農民および在地の有力者を含んでいた(史料の用語でいえば、例えば、『騎士と農民の裁判民団体ラース(Raas) tota communitas [de Raes] ... divitium pauperum nobilium et ignobilium milium rusticorum』、1110年⁽³⁾)ことから容易に知れよう。この点を後世の二つの事例から若干敷衍しておきたい。

(イ) ポーツマハにあつた領邦君主の裁判所(Holgericht)にヴァイリービスなる女とその息子とがハエクリヌス(Hæclinius de novo burgo Bozani)を傷害の廉で訴えた。これに対し当裁判所は次の通り判決を下した(1311年6月13日⁽²⁾)。ハム・ポーツマハ(つまり、ポーツマンの領邦裁判所(上級ラント裁判所)が管轄する領域)の貴族(mobilis homo in terra Bozani)が、この領域の市民、あるいは農民に対し危害を加えたとき、事件は、これまで通りの慣習(consuetudo hucusque conservata)に基づいて、先ず、危害が発生した場所の(下級)ラント裁判区(judicium)の裁判官のゆゑに裁判に付かねばかずある。もし当該(下級)ラント裁判所当局が解決を引き延したり、あるいは判決を下せられないとときは、事件は領邦君主ハインリッヒ王(ティロール伯)の面前で審理されるべきである。⁽³⁾ 以上より、君主の上級ラント裁判所を構成した貴族も、市民、農民から訴えられたとき

は在地のラント裁判所の判決に服すべからず、これが從来の法とやれていたことがわかる。

(ロ) イヒルク・アリューゲル (Jörg Prügel) なる者が代弁人と共に ハッペン裁判区に提訴し、先に上訴しならば領邦の上級ラント裁判所からすでに得てした判決文 (ain urtail von hoff von ains gedings wegen) を提示した。この判決文にはティームライン (Diemlein der Karrarein) なる女はイヒルク・アリューゲルに対しセマルク弱の金額を支払うべしとありた。彼は ハッペンの裁判民団体の面前で当判決文を読み上げ、判決内容の執行をハッペンの下級ラント裁判官ハンス・アムルンク (Hans Amlung) に求めた。そしてこの裁判所で審理が開始され、申し立て通りの判決が改めて下された。この裁判所の判決文は、当裁判所当局の名のもとに (von gerichts wegen)、ハンス裁判官の上級裁判官フックス・フォン・フックスベルク (Buchs von Fuchsperrch) の印章を捺され、提訴者イヒルク・アリューゲルに交付された (一三九〇年七月一一日)⁽⁵¹⁾。イヒルク・アリューゲルはおもむかしくハッペンの一人であつたと思われる (ハッペン) は、彼自身が述べた «die urtail meins herren von hof» なる表現からわかる。また、証人として *«her Hans der Mareyder»* の名を見えた⁽⁵²⁾。領邦君主の裁判所から交付された判決文といえども、下級ラント裁判所において改めて再度内容が審理されて、はじめて有効となつたことが以上よりわかる。

以上二つの事例が教えるよつて、ティロール以外の他の領邦ではただちにから領邦君主の上級ラント裁判所の構成員であつたにすぎなかつた貴族 (ラントヘルン) は、領邦ティロールにおいては、下級ラント裁判所にも農民団体と共に服つたのである。したゞ、領邦ティロールにおける、下級ラント裁判所機構に基づくラント裁判所団体 (Landgerichtsgemeinde)⁽⁵³⁾ の独自性がうがえよう。

(82) O. Stolz, Die Landstandschaft der Bauern in Tirol. HVj. 28, 709. Anm. 23.

(83) O. Stolz, Die Ausbreitung des Deutschtums., II, 40. Urkundenbeilagen, Nr. 54.

(92) ルクサンブルグ、**judicium curiae**、**curia**へ世話をした（O. Stolz, Land und Landesfürst in Bayern und Tirol. a. a. O., 221）。

(83) P. Fried, Zur Geschichte der bayerischen Landgemeinde, 97; K. Lechner, Ländliche Gemeinde in Niederösterreich, 121 (以下 Vorträge und Forschungen VII 頃)。

以上で第一章第一節証人回を終えた。これを要約すれば次の通りである。「ラムス・フマンチガウ」は、伯領の領主貴族、および特と、伯領において数を誇った「ラムスのリステリヤーレン」による共働行為の中に具現された。やがてこの共働の當みは司教の調停裁判所として一つの組織のものになされた。この調停裁判所は伯裁判所とは制度的には対立したものであり、ティロール伯は時と共にこれと対決せられたを得なかつた。他方、伯は「ラムスのリステリヤーレン」の有力メンバーを新しく彼自身とのリステリヤーレン關係へ据えつけ、彼らが在地の農民団体において占めていた在來の勢力と地位とを活用することによつて領域支配を企てた。これが領邦ティロールの下級ラント裁判団体および裁判区の形成に結び付いたのである。「ラムスのリステリヤーレン」の有した二つの側面、すなわち、彼らが在地のラント法的構造を担つた側面と、ラント裁判権者たるティロール伯との支配・服従關係に置かれた側面とは、以上下級ラント裁判区の形成史の中や一つに結ばれることになつたのである。

第三節 伯領フィンチュガウの書記官

ただ伯裁判所で行なわれた土地処分のみがラント法上の効力をもつたといつわけではなかつた。このいひは第一節

で紹介した第二、第六文書からわかる。これら両文書は第五文書とは異なって、キリスト生誕年号、聖界年号および皇帝統治年号で始まる正式の導入部分を持ち、文書違反のときの制裁規定を含んだそれ自体独立の一文書であった。しかし、土地処分が伯裁判所で行なわれたことを示す文言は見出せない。それに代わって注目すべき点は、ティロール村（第二文書）およびリッフィアン村（第六文書）における寄進が書記官（*cancellarius*）によって確認されたことである。それ故、当該の寄進がラント法上の土地処分であるためには、ただ単純に書記官による土地処分の文書の確認の活動によつても十分であつたことがわかる。従つて、ここで書記官の活動に改めて眼を転じなければならぬと思われる。これに関し、以下で先ず次のように補足しておきたい。

第二文書の証人欄には、ティロール村出身の証人（『羽根ペンを地上から取り上げた者』を含めた七名）が名を挙げられた他に、リッフィアン村出身者の三人の名『de Ruffiano Rappotone, Wecll, Vito』も記載されている。では、なぜ彼らはティロール村に赴いたか。⁽¹⁾ 以下のように考えられ得るであろう。第二文書と第六文書とが作製された年代はほぼ等しく、しかもそれらの文書の内容となつたのは共に、聖ゲオルゲンベルク修道院所蔵の筆写簿片の第七葉表から裏にかけて所在したものである。従つて、先に第一文書と第五文書との間に見たと同じ関係が両文書においても成り立ち得る。さうに、第六文書における、ラボット・フォン・リッフィアンによる寄進には、『Wecll, qui pennam levavi; Vito, Otto ...』が証人として列席した。これらの事実の確定から第六文書につき次のように推定される。つまり、リッフィアン村の出身の寄進者、リッフィアン村にあって『羽根ペンを地上から取り上げた者』、リッフィアン村での証人たちの一人、の計三名が文書を携えてティロール村に赴いた。けだし当村で伯裁判所が開催されていたから、これである。確かに第二文書には、ティロール村で伯裁判所が設置されていたことを確信させる表現は見出せない。しかし、リッフィアン村の寄進関係者三名の以上のような動きを考慮に入れたとき、第一文書での場合のように、ティロール村において伯裁判所が設置されておりそこでリッフィアン村で行なわれた寄進の確認が

改めてわねたむといふのもあながち無理ではない。とすると、少なからずトヨロール村周域（すなわち、テル東部《subius Tellis》の地域）の諸在地で行なわれた土地処分にかぎっては、土地処分は（イ）伯裁判所の面前で、しかも（ロ）書記官によつて確認される、いこい一つの要件を同時に満たさぬかぎり、ラント法上の有効性を持ち得なかつた、ともいえよう。

しかしながら、当面問題とする書記官の活動との関連でいえば、たとえ伯裁判所の面前でなくとも、ただ書記官の確認行為のみで十分であつたしやねばならないのやおむ。それは、いづれである。第六文書には《tracta carta et facta in Rufiano coram testibus》と述べられてゐる。されどもれば、第五文書にて《tracta carta Rufiano et facta ad Tyral coram testibus》の場合と違ひて、羊皮紙片を投げ渡すいふ（《trajicere》）おもむ羊皮紙片を文書に作製するいふ（《facere》）のこわれも同じリッフィアン村の、同一証人の面前で行なわれたのである。やつて、がれこゝの点において、書記官（ハイルは以上のように作製された文書を確認した（《Heil cancellarius firmavit hanc cartam》）のやうる。他方、かく確認された寄進文書が改めて伯裁判所において再確認を受けることはあり得た。しかるにいふて、この裁判所で再確認を受けない以上、ラント法上の土地処分たるの効力を有しないといふことも意味するものではないのである。以上書記官の独立した活動（いづれもなくそれはテル西部《infra Telles》にも及んだ）は伯領における土地処分の場合に重要な役割を演じて、たことが理解できた。本節では、書記官の活動が伯領のラント法的構造を構成した一要素と見る立場から、彼の身分、職務、およびそれから帰結され得る諸問題にふれて行きたい。

- (1) この点は以下述べること以外に第一節註（4）を参照。
- (2) 第一節註（3）の本文以下参照。